

規 約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合の事業の執行は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、その他別段の定めのあるもののほか、この規約の定めるところによる。

(改 廃)

第2条 この規約は、総会または総代会で改廃する。

② この規約について緊急軽微な事項は、前項の規定にかかわらず、理事会において変更できる。

ただし、その場合には、次回の総会又は総代会において承諾を受けなければならない。

(前年度決議の準用)

第3条 定款第41条第1項第5号および第6号に掲げる事項については、その年度の総会または総代会の決議を得るまで前年度の総会または総代会の決議を準用して実施する。

(支所の設置)

第4条 この組合の支所をつぎのとおり設置する。

1. 名寄市大通南4丁目10番地1 名 寄 支 所
2. 名寄市字智恵文11線北3番地 智 恵 文 支 所

第2章 総会および総代会

(出席者の届出)

第5条 組合員または総代が、総会または総代会に出席したときは、その旨を招集者に届け出なければならない。

② 定款第49条第3項の規定による代理人は、議場に入る際、同条第5項の規定による書面を招集者に提出しなければならない。

③ 招集者は、前項の代理人のうち、正組合員である代理人に対し、その代理権を証する標識を交付するものとする。

(議席の区分)

第6条 総会の議席は、正組合員（代理人出席者を含む。）と准組合員を明瞭に区分しなければならない。

(退場者の取扱い)

第7条 出席した正組合員または総代（以下「正組合員」という。）が、議事の終了前に退場し

ようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

- ② 前項の退場の場合において、事後の議決権を他の出席正組合員に、代理して行わせることができる。
- ③ 前項の規定により議決権を代理する場合は第5条第2項および第3項の規定を準用する。
- ④ 第1項の規定による申し出をしない退場者は、事後の審議権および議決権を放棄したものとみなす。

(総会議事運営規程)

第8条 議事の開閉および運営については、総会議事運営規程の定めによる。

(総会及び総代会の開会)

第9条 総会および総代会（以下「総会」という。）の招集者は正組合員の出席者が総会成立に必要な定数に達したとき、その出席人員を議場に報告して開会を宣言し、議長の選任方法を議場にはからなければならない。

- ② 総会の閉会は招集者がこれを宣する。

(総会の続行または延期)

第10条 議長は、招集者の同意を得て、総会の続行または延期を議場に付議することができる。

- ② 総会の続行または延期が決議されたときは、議長は直ちに議事をとじ、招集者は休会または閉会を宣するものとする。

第3章 理 事 会

(理事会の開催)

第11条 組合長は、原則として毎月1回定例理事会を開催する。

- ② 組合長は、前項の規定にかかわらず、定款第55条第3項の規定により理事から請求があったときおよび必要と認めたときは何時でも臨時理事会を招集することができる。
- ③ 理事会に出席できない理事は、その旨をあらかじめ組合長に届け出るものとする。

(決議事項)

第12条 定款第57条に定める理事会の決議事項の細目はつぎのとおりとする。

1. 業務を執行するための方針に関する事項
 - (1) 規程ならびに信用事業方法書の制定改廃（定款第10条に定めるものを除く。）
 - (2) 経営基本方針および予算編成方針
 - (3) 事業計画および予算編成の設定ならびに実施方法
2. 総会および組合員に関する事項
 - (1) 総会の招集および総会に付議すべき議案ならびに総会参考資料
 - (2) 組合員の資格審査（資格を有することが明らかな者を除く。）
 - (3) 組合員に対する顕彰または罰則の適用
 - (4) 定款第16条による持分の譲渡

- (5) 定款第19条第4項による持分の消却
- (6) 組合員の出資口数の減少
- 3. 役員および職員に関する事項
 - (1) 役員選任の実施方法
 - (2) 総代選挙の実施方法
 - (3) 理事の報酬の配分
 - (4) 理事の退職慰労金の支給方法
 - (5) 要員計画
 - (6) 昇給、賞与および臨時手当の支給基準（別に定めのあるものを除く。）
- 4. 財務に関する事項
 - (1) 決算の実施方針
 - (2) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案、事業報告、附属明細書および注記表
 - (3) 増資計画
 - (4) 役員を保証を必要とする資金の借入
 - (5) 配当または事業割戻金の基準
- 5. 一般業務に関する事項
 - (1) 新規事業の開始
 - (2) 事業の廃止、停止、譲渡または譲受け（定款第41条第1項第9号および10号に規定するもの（定款第41条第4項の規定に該当するものを除く。）を除く。）
 - (3) 利率、料率の設定および改定（ただし、貯金の利率、定期積金の利回りおよび貸出金の利率については、金利設定会議による審議結果にもとづき、組合長がこれを決定するものとする。）
 - (4) 契約違反、損害賠償特別事故の処理
 - (5) 員外利用の条件
 - (6) 訴訟および調停行為
 - (7) 委員会の設置および委員の選任
 - (8) 各種事業の奨励施策
 - (9) 重要行事の実施
- 6. その他理事会が必要と認めた事項

（決議方法および議長）

第13条 理事会の議長は組合長がこれに当たる。組合長に事故あるときは、予め理事会で定めた順序に従い他の理事がこれに変わる。

② 会議の目的たる事項が議長たる理事に係のあるものであるときは、その事項の審議についてのみ前項の規定に準じて他の理事が議長となる。

③ 理事会の決議は、挙手を持って行う。ただし、理事会が必要と認めたときは、その他の決議の方法によることができる。

（他の者の出席）

第14条 理事会には、必要に応じ、理事、監事以外の者の出席を求め、意見を徴することができる

る。

第4章 業 務 の 執 行

(職 員)

第15条 この組合に、定款に定めるもののほか、つぎの従業員をおく。

1. 職 員
2. 準 職 員

(事 業)

第16条 この組合の事業は、事業の種類別に定めた事業規程によって行う。

(団体協約)

第17条 組合長は、定款の定めるところにしたがい、組合員のためにつぎに掲げる契約の相手方たるものと、対価その他の条件を定める団体協約を締結するためには必要な交渉を行うことができる。

1. 農業用地、もしくは農業用水利施設の利用または農業用地にある立木、牧草、その他の物採取に関する契約
 2. 農作業の請負、または役畜の賃借に関する契約
 3. 農業または生活に必要な機械器具の賃借または修理に関する契約
 4. 農業または生活に必要な物資の購入に関する契約
 5. 組合員の生産する物の販売または加工に関する契約
 6. 組合員の生産する物および農業用物資の運送に関する契約
 7. その他組合員の経済的地位の改善のために必要と認める契約
- ② 組合は、前項の交渉がととのったときは、総会の承認を経たのち書面をもってその契約を締結し、これを組合の掲示場に掲示するものとする。

(農協取引約定書の締結)

第18条 この組合と組合員またはその他の者が、第16条に定める事業の取引によって、この組合が債権を保有する場合は、別に定める農協取引約定書を締結するものとする。

(規 程)

第19条 この組合の管理組織についての規程、業務手続についての規程および対境関係についての規程は別に定める。

- ② 前項の規程の体系ならびに制定改廃等は、規程類管理規程の定めによる。

(例外事項)

第20条 この組合の業務の執行について、この規約に定めのない事項は理事会においてこれを定める。

附 則

- この規約は、平成17年 2月 1日から施行する。
- この規約の改正は、平成19年 4月25日から施行する。
- この規約の改正は、平成21年 4月28日から施行する。
- この規約の改正は、平成27年 4月14日から施行する。
- この規約の改正は、平成28年 4月15日から施行する。